

片文発第1022001号
平成21年10月22日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

国民年金・厚生年金保険診断書（精神の障害用）の作成医について

国民年金・厚生年金保険診断書様式第120号の4（精神の障害用）は、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師が作成できることとしているところであるが、別紙のとおり、てんかん、知的障害、発達障害、認知症及び高次脳機能障害等診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科等を専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば作成できることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

<p>① 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況</p> <p>(a) 現在の生活環境 (該当するものを○で囲んでください)</p> <p>入居・入所 (施設名) ・ 住宅 ・ その他 ()</p> <p>同居者の有無 (有 ・ 無)</p> <p>(b) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください)</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するものを一つを○で囲んでください)</p> <p>(注) ・ 援助とは、助言、指導をいい、身代補助を含まない。 ・ 本人の一人暮らしを想定して記入してください。</p> <p>(1) 身の介助要否 a 自立している b 自立しているが援助が必要 c 自立的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(2) 身の清潔保持 a 自立している b 自立しているが援助が必要 c 自立的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(3) 金銭管理と負担 a 適切である b 概ねできるが援助が必要 c 自立的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(4) 適量と栄養 (食 ・ 不食) a 適切である b 概ねできるが援助が必要 c 自立的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(5) 他人との意思の疎通及び対人関係 a 適切である b 概ねできるが援助が必要 c 自立的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(6) 身の安全確保及び危険対応 a 適切である b 概ねできるが援助が必要 c 自立的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(7) その他</p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当するものを選んでください。一つを○で囲んでください。)</p> <p>(1) 精神障害 (病的体験・法的状況・知能・精神遅滞・精神乱化等を含む。) を要するが、社会生活は自立している。</p> <p>(2) 精神障害が認め、家庭内での日常生活は可能であるが、社会生活上困難がある。</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、特に先づいて援助が必要である。</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。</p> <p>4 社会復帰施設、グループホーム、作業所等の利用状況、訪問等</p> <p>5 在宅支援 (訪問看護等) の利用状況</p> <p>6 身体疾患 (病理学的所見を含む)</p> <p>7 臨床検査 (記憶テスト (覚醒時・睡眠時)、知能指数及び精神検査) を含む</p>
<p>① 現病時の日常生活機能及び労働能力 (必ず記入してください)</p> <p>② 予 後 (必ず記入してください)</p> <p>③ 備 考</p>	

(精神保健指定医 号)

上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日

病院又は診療所の名称
所在地

診療担当科名
医師氏名

印

記入上の注意

1 この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、亨次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、心臓・腎臓科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。

2 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その裁定請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、55歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算種の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合に、本人の申立によって記入してください。

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

(1) 本人の障害の程度及び状態に任意の基準には記入する必要がありません。(無関係な病は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。

(2) 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)を②の欄の「キ 臨床検査」欄に記入してください。